

若者応援！
奨学金返還のお手伝いを
します！！

募

集

中

支援額最大
124.8万円！！

申請年次が早いほど
支援額は増加します

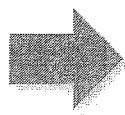
募集期間

R8.5.18(月)~6.30(火)

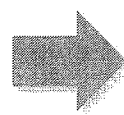
支援金額

2万6千円×令和8年4月以降に
奨学金の貸与を受けた月数

① 在学中に
応募・認定



② 卒業後に
県内で居住・就業



③ 3年後に
返還支援

支援後も②を更に2年継続する必要があります

【お問い合わせはこちらまで】
山形県産業労働部産業創造振興課
TEL 023-630-2691
(平日8:30~17:15)

事業HP



卒業後に住む
予定の市町村
が申請窓口
になります。

申請窓口





令和8年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業 【やまがた若者定着枠】概要



1 募集対象者

次の(1)から(4)までの要件全てに該当することを応募資格としています。

(1) 次のA、Bのいずれかに該当する方

- A 山形県内に居住しながら県内の高校等を卒業(※)し、次の種類の学校(大学等)に在学中の方
 - イ 大学院(修士課程及び博士課程) ロ 大学
 - ハ 高等専門学校(第4、5学年及び専攻科に限る)
 - ニ 短期大学 ホ 専修学校専門課程
 - ヘ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門校
- (※) 県内の中学校等を卒業し、県外の高校等を卒業した方等を含む

B 県内に所在する大学等に在学している方(県外の高校等を卒業した方を含む)

(2) 将来定住を希望する市町村が対象とする奨学金の貸与を受けている方又は今年度中に受ける予定の方 ※市町村ごとの対象奨学金は右のQRコードから確認できます。⇒



- (3) 大学等を卒業後13か月以内に山形県内に居住かつ就業し、その後5年以上継続する見込みの方
- (4) 県内企業等へ就業又は県内で創業を希望する方
(公務員として就業する方、指定職種の修学資金貸付を利用中(予定含む)の方は支援対象外)

2 助成金額

2万6千円×令和8年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数 (上限: 奨学金の返還残額)

(例) 4年制大学の方で1年次に認定を受けた場合 26,000円×48か月=1,248,000円が支援額の上限
※応募した市町村と実際に居住した市町村が異なる場合は、助成金額が1/2に減額となります。

3 応募方法

次の書類を募集期間内までに、大学等を卒業後に居住を希望する市町村へ提出してください。
様式等は、山形県や市町村のホームページでダウンロードできます。電子申請システムによる提出に対応している市町村は、同システムでの提出も可能です

- イ 新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書(様式1)
- ロ 【県外大学等の在学者のみ】高校等の卒業証明書(写し可)又は卒業証書の写し又は中学校等の卒業証明書(写し可)又は卒業証書の写し
- ハ 大学等の在学証明書(写し可)又は学生証の写し
- ニ 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書の写し(奨学金の貸与を受けている方)

※ 応募者多数の場合、市町村ごとに選考を行います。上記のほかに選考に必要な書類の提出を求める場合がありますので、各市町村の指示に従ってください。

4 助成候補者の認定

令和8年9月までに申請書を提出した市町村から文書で認定結果を通知します。

5 助成方法

助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、13か月以内に山形県内に居住かつ県内で通算3年以上就業した場合に助成を行います。

(返還支援後さらに2年間、県内居住・就業を継続する必要があります。)

助成金は、山形県が奨学金の貸与機関に対して支払います。本人にはお支払いしません。

事業の詳細は募集要項に記載しています。
応募の際は必ずホームページから内容をご確認ください。



新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【企業連携支援枠】

奨学金返還支援募集中

山形の企業で働こう！
夢と挑戦を応援します！



山形県と県内の登録企業が連携して奨学金の返還を支援します。
卒業後、登録企業で一定期間以上働くと支援を受けることができます。

募集期間 R8.5.18(月)～9.30(水)

支援金額 企業連携支援枠は10万円の加算があります！
2万6千円×令和8年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数+10万円
4年制大学の場合の最大支援額 134万8千円
(2万6千円×48か月+10万円)

【返還支援までの流れ】

① 在学中に
応募・認定



② 卒業後に
登録企業で就業



③ 3年後に
返還支援

支援後も②を更に2年継続する必要があります

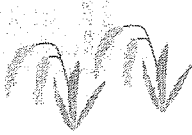
【お問い合わせ・申請はこちらまで】
山形県産業労働部産業創造振興課
TEL 023-630-2691
(平日8:30～17:15)

事業HP




登録企業一覧は
こちら ⇒





令和8年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業
【企業連携支援枠】概要



1 募集対象者

次の(1)から(4)までの要件全てに該当することを応募資格としています。

(1) 次のA、Bのいずれかに該当する方

A 山形県内に居住しながら県内の高校等を卒業(※)し、次の種類の学校(大学等)に在学中の方

イ 大学院(修士課程及び博士課程)

ロ 大学

ハ 高等専門学校(第4、5学年及び専攻科に限る)

ニ 短期大学 ホ 専修学校専門課程

ヘ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門学校

(※) 県内の中学校等を卒業し、県外の高校等を卒業した方等を含む

B 県内に所在する大学等に在学している方(県外の高校等を卒業した方を含む)

(2) 次の種類の奨学金の貸与を受けている方又は今年度中に受ける予定の方

(日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金、山形県内市町村の奨学金、技能者育成資金)

(3) 大学等を卒業後13か月以内に山形県内に居住かつ就業し、その後5年以上継続する見込みの方

(4) 本事業の登録企業へ正規雇用で就業し5年以上継続して勤務することを希望している方

(公務員として就業する方、指定職種の修学資金貸付を利用中(予定含む)の方は支援対象外)

2 助成金額

2万6千円×令和8年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数+10万円加算(上限:奨学金の返還残額)

(例) 4年制大学の場合の最大支援額 26,000円×48か月+100,000円=1,348,000円 が支援額の上限

※登録企業以外の県内企業等に就業した場合は助成金額が1/2(10万円加算なし)に減額となります。

3 応募方法

次の書類を、募集期間内に山形県産業労働部産業創造振興課あてに提出または電子申請で申請してください。電子申請フォームは、表面の二次元コードから県HPにアクセスしてください。

イ 新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【企業連携支援枠】助成候補者認定申請書(様式1)

ロ 助成候補者エントリーシート(様式2)

ハ <県外大学等の在学者のみ> 県内高校等の卒業証明書(写し可)若しくは卒業証書の写し又は
県内中学校等の卒業証明書(写し可)若しくは卒業証書の写し

ニ 大学等の在学証明書(写し可)又は学生証の写し

ホ 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書の写し(奨学金の貸与を受けている方)

4 助成候補者の認定

令和8年7月以降に県から文書で認定結果を通知します。

5 助成方法

助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、13か月以内に登録企業で就業し通算3年以上継続した場合に助成を行います。

(返還支援後さらに2年間、登録企業等での就業を継続する必要があります。)

助成金は、山形県が奨学金の貸与機関に対して支払います。本人にはお支払いしません。

事業の詳細は募集要項に記載しています。
応募の際は必ずホームページから内容をご確認ください。

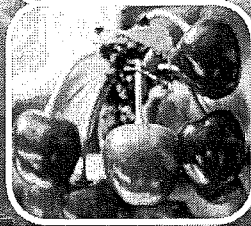
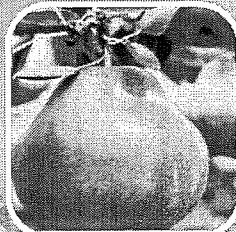
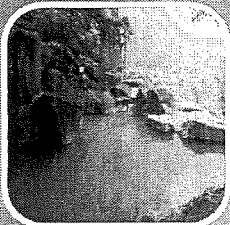


新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【Uターン促進枠】

奨学金返還支援募集中

山形県に

奨学金
返済中
の方へ



ターン

しませんか？

奨学金返還を(支)(援)します！

募集期間 R8.5.18(月)~10.30(金)

支援金額 県内居住・就業を開始した時点の奨学金の返還残額
最大60万円

① 県外居住時に
事業へ応募

② 山形県内の
市町村にUターン

③ 3年後に
返還支援

支援後も②を更に2年継続する必要があります

【お問い合わせはこちらまで】
山形県産業労働部産業創造振興課
TEL 023-630-2691
(平日8:30~17:15)

事業HP



卒業後に住む
予定の市町村
が申請窓口
になります。

申請窓口





令和8年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業 【Uターン促進枠】概要



1 募集対象者

次の(1)から(6)までの要件全てに該当することを応募資格としています。

(1) 次のA、Bのいずれかに該当する方

- A 山形県内に居住しながら県内の高校等を卒業(※)し、次の種類の学校(大学等)を卒業した方
イ 大学院(修士課程及び博士課程) □ 大学
ハ 高等専門学校(第4、5学年及び専攻科に限る)
ニ 短期大学 ホ 専修学校専門課程
ヘ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門学校
(※) 県内の中学校等を卒業し、県外の高校等を卒業した方等を含む

B 県内に所在する大学等を卒業した方(県外の高校等を卒業した方を含む)

- (2) 将来定住を希望する市町村が対象とする奨学金の貸与を受けたことがあり、申請時点で返還残額がある方 ※対象奨学金は右のQRコードから確認できます。⇒
- (3) 令和8年度末において40歳以下の方(誕生日が昭和61年4月2日以降の方)
- (4) 大学等卒業後、県外において就業の実績のある方
- (5) 申請時点で県外に居住しており、かつ県内で就業していない方(令和8年4月1日から令和8年5月17日までの期間に県内で居住及び就業を開始した場合も対象)
- (6) 令和8年4月1日から令和9年10月31日までに山形県内に居住かつ県内で就業し、その後5年以上継続する見込みの方(公務員は指定の職種を除き支援対象外)



2 助成金額

県内に居住・就業開始時点の奨学金の返還残額(千円未満切捨て)とし、60万円を上限とします。
※申請した市町村以外の県内市町村に居住すると助成額が1/2(上限30万円)になります。

3 応募方法

次の書類を募集期間内までに、定住を希望する市町村へ提出してください。

様式等は、山形県や市町村のホームページでダウンロードできます。電子申請システムによる提出に対応している市町村は、同システムでの提出も可能です。

- イ 新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【Uターン促進枠】助成候補者認定申請書(様式1)
ロ 県内高校等又は県内中学校等の卒業証明書(写し可)又は卒業証書の写し(県外大学等卒業者のみ)
ハ 大学等の卒業証明書(写し可)又は卒業証書の写し
ニ 住民票の写し(コピー可、マイナンバー記載の無いもので申請日前1か月以内に発行されたもの)
ホ 県外での就業実績が確認できる書類(在職証明書、退職証明書等)
ヘ 奨学金貸与証明書 ト 奨学金返還証明書(申請日前1か月以内に発行されたもの)

4 助成候補者の認定

令和8年9月以降に、申請書を提出した市町村から文書で認定結果を通知します。

5 助成方法

助成候補者に認定された方が、令和9年10月31日までに山形県内に居住かつ県内で通算3年以上就業した場合に助成を行います。

(返還支援後さらに2年間、県内居住・就業を継続する必要があります。)

助成金は、山形県が奨学金の貸与機関に対して繰り上げ返還金として支払います。

ただし、支援時の返還残額が助成金額よりも少ない場合は本人に差額をお支払いします。

詳細は募集要項に記載しています。

応募の際は必ずホームページから内容をご確認ください。

